



Title	一九八〇年代における中共党史研究の再建と展開
Author(s)	田中, 仁
Citation	阪大法学. 2014, 64(3-4), p. 127-146
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/71520
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

一九八〇年代における中共党史研究の再建と展開

田 中 仁

一、はじめに

中華人民共和国建国後、毛沢東文献をふくむ中共党史資料の収集と編纂は、一九五一年に組織された毛沢東選集出版委員会と党史資料室のもとで始まった。前者は一九五一～五三年と六〇年に『毛沢東選集』四巻を公刊し、後者は五二年から五五年『党史資料』二期を刊行した〔石川禎浩二〇一二〕。このことに示される建国期中国の中共党史研究制度は、五〇年代末以降の中国政治急進化と文化大革命により変質・解体を余儀なくされた。本稿では、一九七六年毛沢東死去の後、党史研究制度がどのように再建され、その展開が一九八〇年代以降の中共党史研究にどのような内実を付与することになったのかを検討する。

二、党史研究制度の再建

1 真理の基準論争

一九七六年一〇月の四人組事件の後、七七年二月華国鋒指導部は『人民日報』『紅旗』『解放軍報』の社論「学好

「文件抓住綱」を発表し、「二つのすべて」（毛主席が行つたすべての決断をわれわれは断固堅持しなければならず、すべての毛主席の指示は終始一貫して従わねばならない）を提起した。三月、中共中央は華を主任とし政治局委員・候補委員を成員とする毛沢東著作編輯委員会を組織、その弁公室は編輯委員会の実務組織として毛沢東の著作出版に関わる具体的業務を担当することになった〔中共中央組織部ほか二〇〇〇・二六一二〕。

七月、一〇期三中全会は中共・政府・軍隊における鄧小平の職務復帰を決定した。

一九七八年五月一一日に『光明日報』に掲載された「実践是検驗真理的唯一標準」はすぐに省クラスの一六の新聞・雑誌に転載され、広範な議論が巻き起こされた。胡耀邦は実践を基準とする文革十年の総括と言う論点を提起し、中央党校の理論工作者による検討を行わせていたが、同文はこうした背景のもとで作成された。すでに「二つのすべて」に対する異議を明確にしていた鄧小平は、この論争で実践を真理の基準とするという主張を支持・肯定した〔莫志斌ほか二〇〇八〕。

一九七八年一二月開催の中共一期三中全会は、「二つのすべて」という方針を否定するとともに、真理の基準論争を实事求是にもとづく思想解放と団結一致を志向する指導方針として高く評価した。同時に「階級闘争を綱とする」というスローガンを停止し、工作の重点を社会主義現代化建設に移すことを確認した〔薛慶超二〇〇四〕。

2 中央党史研究室・文献研究室の設立

一九七九年、中央档案館は中共中央弁公庁所轄機構から中共中央・國務院直屬事業機構に回復し、名称も中共中央档案館から中央档案館に戻った〔中共中央組織部ほか二〇〇〇・二四九〕。

一期三中全会後、中共中央毛沢東主席著作編輯出版委員会は毛沢東のほか周恩来・劉少奇・朱徳の著作の編集、

年譜と伝記の執筆、および党の歴史文献編集と出版を行なうことになった。八〇年五月中共文献編輯委員会が成立し、また毛沢東著作編輯出版委員会弁公室を中共中央文献研究室に改名した（主任・胡喬木）「中共中央組織部ほか二〇〇〇・二六二～二六三」。

一九八〇年一月、中共中央党史委員会が、またその指導下で党史編審委員会が成立した。党史編審委員会のもとに党史研究室が設置され（主任・胡喬木、八二年四月から胡繩）、中共党史研究と編纂・党史資料と収集と整理を主たる任務とした。

一九八〇年五月、各地区各单位の党史資料征集工作の指導、党史資料の収集・整理・鑑別・実証・交流を主たる任務とする中央党史資料征集委員会が成立した（主任・馮文彬）「中共中央組織部ほか二〇〇〇・二六〇」。

3 歴史決議

一九七九年一〇月、中央は胡喬木を責任者とする歴史決議起草小組を組織した。鄧小平は決議案の起草過程で何度もコメントや修正意見を出し、決議の枠組みと内容をリードした。すなわち決議は、（一）建国後三〇年の歴史を暗黒の歴史として叙述すべきではない、（二）建国後の党史の全般的な是非問題を過不足なく分析する必要がある、（三）再び「路線闘争」を提起しない、と述べた。（三）について、彼は「われわれが路線の誤りを提起しないのは、路線闘争や路線の誤りといふこれまでのわれわれの用法が正しいものではなく、多くの混乱を生じさせたことを考えてのものである」「もう一つの理由はこれまでの党内の状況に由来する。すなわち一度意見が異なるとそれは路線の高みに上げられ、路線の誤りが批判された。われわれはこの問題に慎重に対処する必要がある。これは党風を変える問題である」と指摘する。また毛沢東評価については、（二）毛沢東思想の叙述については全局面を

考慮に入る必要がある；（一）最初に毛沢東の誤りを記すことはできない；（三）毛沢東の誤りの原因で最も重要なものは制度問題である；（四）功績が第一で誤りは第二である、とした「劉金田二〇一一、鄧小平一九八〇一八二」。

中央档案館から大量の資料が起草小組に持ち込まれ、手分けをして読み込んだあと討論し草稿が作成された。一九八〇年一〇月、全党四〇〇〇人の高級幹部に討論稿が手渡された。対象は北京に限定されたものではなく、中央の党政軍機関とともに各省市自治区の党委に手分けしてスタッフを派遣して討論が行われ、大量の報告が作成された。これらと鄧小平のコメント、および政治局拡大会議での討論をふまえて、草稿の改訂が行われた。八一年六月一五～二五日、一期六中全会の予備会議を開催、決議修正稿について討論され、一〇〇か所あまりの改訂がなされた。一二一～二五日、民主党派・無党派人士と政協老幹部一三〇人との座談会を開催、提起された意見をふまえた文言の修正が行われた。二七～二九日、中共二期六中全会は「歴史決議」を採択した「謝春涛二〇〇一」。

三、革命文献の再定義

1 党史資料・革命文献の整理と収集

一九七〇年代末以降、五〇年代に刊行された資料集が再版され、さらに中共党史にかかる研究・教育の参考資料として数々の資料集が編纂された。すなわち：

（一）『中共党史教学参考資料』（一九五七年、三批）は、一九七八年に人民出版社から党史研究と教学上の参考として再版された。翌七九年、中共中央党校党史教研室編『中共党史参考資料』（八冊、人民出版社）が、『中共党史教学参考資料』⁽²⁾を補充するかたちで刊行された。（二）一九四一年二月に延安で刊行された中共中央書記處編

『六大以来—党内秘密文件』（上下）は、建国後の五二年に中共中央弁公庁が再版を北京で刊行していた。一九八一年、五二年版の紙型をもとに人民出版社から重印された。⁽³⁾（三）このほか中国人民解放军政治学院党史教研室編『中共党史参考資料』（二二冊、一九七九年⁽⁴⁾）、中国人民大学中共党史系資料室『中共党史教学参考資料』（一四冊、一九七九年）などがある。

中央文献研究室は、（二）『周恩来選集』（一九八〇年）のあと劉少奇、朱德、鄧小平らの選集・年譜・伝記、（二）『三中全会以来』など中共中央の重要な文献集、（三）『建国以来重要文献選編』『建国以来毛沢東文稿』などの共和国成立以来の重要な文献を刊行した。同時に文献研究室は歴史決議の起草工作にかかわるとともに関連資料の編輯に携わり、後に『關於建国以来党的若干歷史問題的決議』注釈本を出版した。さらに九一年には、中央の決定を受けて『毛沢東選集』第二版を出版、続いて『毛沢東文集』（八卷）を刊行した「逢先知」⁽⁵⁾。

中国共産党結党から人民共和国成立にいたる時期の重要な文献集『中共中央文件選集』（中央档案館編、一八卷）は、一九八九～九二年に中共中央党校出版社から出版された。巻頭の「編輯説明」によると、（一）中共中央党校出版社が出版した内部本を基礎に編集作業を行い、いくつか文献を新たに加えた、また広範に各種の版本を収集し、それらの考証と比較対照によって最良の版本を底本とした；（二）収録した文献は、すべて中央档案館に保管されている档案や資料のもの姿を再現し、文字の誤りや脱落の訂正は一律に以下の符号を用いた；（三）国家が制定した簡体字を用いたが、いまだ廢棄されていない異体字や何がしかの意義を有する通用文字はもとのかたちで組版した、としている。

中共党史研究室の最も重要な任務はオフィシャルな党史編纂であり、その主たる責任は一九八二年に研究室主任となつた胡繩が担うことになつた。中共一一期六中全会が採択した「歴史決議」をふまえた『中国共産党歴史』

(上巻) の初稿が出来あがつた段階で、党史研究室は中央党史領導小組に対して報告を行い、いくつかの歴史問題にかかる基本的事実と観点についての審査裁定を申し入れた。結局、中共中央認定の党史とするのではなく、党史研究室の責任により処理し、党史研究室の著作として出版することになった。同時に出版された『中国共産党的七十年』も、中央党史領導小組の批准を受け中央党史研究室著（胡繩主編）として出版された〔龔育之二〇〇二・三五〇〕。

中央党史資料征集委員会によつて大量の文献資料・口述史料や実物資料が収集され、それらをもとに、「中国共产党歴史資料叢刊」「中国人民解放軍歴史資料叢書」など大量の党史資料叢書が編纂・出版された。

2 八二年憲法から档案法制定へ

現行八二年憲法の制定作業は、一九八〇年九月、第五期全人大第三回会議において中共中央からの憲法改正の発議にもとづいて憲法修改委員会が発足、七八年憲法に対する全面改正作業として開始された。その最終改正草案は全国人大常務委員会が八二年四月に公表、五八月にかけて空前の規模でいわゆる「全民討議」に付され、おびただしい数の修正意見が提出された。これを集約して再度、大幅な修正を施し、同年一二月四日の第五期全人代第五回会議において採択・公布・施行された。これ以降、急テンポで法律の採択・改廃を進められ、結果、基本的に「有法可依」（依るべき法がある）状態を実現した「未間ほか二〇一一・六〇、八二」。

党と国家の関係について、胡喬木は一九八〇年九月、（一）中華人民共和国の国家生活において中共がいかなる地位を占めるのかについて明確な規定が必要である；（二）党のすべての活動は憲法および法律が規定する範囲を超えてはならない、と述べていた〔歴史決議〕草案をめぐる座談会での講話、胡喬木一九九九・一二五・一二六）。

また郭徳宏（中国現代史学会会長）は、中共党史研究の対象と内容について、かつてのように中央指導者や一個人の歴史というような狭い範囲であつてはならないが、かと言つて対象を際限なく拡大してすべてを包括するわけにはいかない、そのようなことをすれば、中共党史研究は中国革命史や中華人民共和国史と同じになつてしまつ、と述べているのは、憲法が中共党史研究のあり方に対し規定的役割を果たすということである。〔郭徳宏二〇〇二〕。

一九八七年九月、「中華人民共和国档案法」が公布された。同法は、档案を「過去および現在の国家機構、社会组织および個人が、軍事・經濟・科学・技術・文化・宗教などの活動に従事することによって直接作成された国家および社会にとって保存価値のある歴史記録」とし（第二条）、「國家档案館が保管する档案は、一般に作成後三十年で社会に公開されねばならない」（第十九条）との原則を定めた。これを受けて作成された同法「実施办法」（九〇年一一月）は、（一）省級以上の現用文書は二〇年、以下の文書は一〇年で档案館にひきわたす；（二）共和国成立以前の档案（清代とそれ以前の档案、民国時期の档案と革命歴史档案）は本弁法施行日に社会に開放する；（三）人民共和国成立後の档案は作成から三〇年後に社会に開放する；（四）国防・外交・公安・国家安全など国家の大なる利益にかかる档案は、上級の行政管理部門の批准により開放時期を延期することができる、と規定した。

こうして建国以前の中共革命文献（革命歴史档案）は、「档案法」制定によつて、新たな範疇のもとに置かれることになった。すなわち、（一）中共革命文献は明清期や中華民国時期の文書と同じ範疇に属する歴史的公文書（公文書）である。（二）同時にそれは、建国以降の現用文書が档案館に引き渡されて公文書となる過程（手続き）と接続される。（三）公文書は、公的資産として原則として社会（公民）に公開される。こうした中共革命文献の再定義は、中国における中共党史研究の展開に新たな法的条件とそれに起因する諸環境の変化をもたらすことになつた。

四、四つの事例

筆者は『一九三〇年代中国政治史研究—中国共産党的危機と再生』（二〇〇二、二〇〇七）において、一九三〇年代なかばの中共の政治的軌跡に関する総合的考察を行った。ここでは該書が分析の対象とした四つの事例をとりあげ、それらが一九八〇年代（真理の基準論争から档案法制定まで）における党史研究制度の再建と革命文献の再定義に対してどのような論点を提示したのかを吟味する。

1 遵義会議伝達提綱

陳雲「遵義政治局拡大会議伝達提綱」は、遵義会議後の一九三五年一～三月に陳雲（政治局委員）によって執筆された手書き資料であり、中央党史資料征集委員会による調査の過程で発見された。この調査は中共中央組織部・中央档案館・人民解放軍軍事科学院と貴州省関連部門・遵義会議記念館との協力のもとに実施され、一九八四年九月に報告書が作成された（八五年一月に資料集『遵義会議文献』を出版）[中共中央党史征委会一九八四]。

「提綱」は、遵義会議における議論の状況を概括したあと「最終的に以下の決定を行った」とする。（一）毛沢東同志を常委〔政治局常務委員〕に選出する；（二）洛甫が決議を起草し、常委の審査を経て支部に示達し討論に付す；（三）常委の分担を調整する；（四）三人団〔博古・李徳・周恩来〕を廃止するが、最高軍事首長は依然として朱周〔朱徳・周恩来〕であり、恩来同志は党内が委託した軍事指揮面で最終的決定を行う責任者である。さらに「提綱」は、毛沢東を周恩来の軍事指揮上の援助者とすること、洛甫が博古に代わって「負總」（政治局の主宰者）の責任を負うことが、会議後の行軍中で決定されたことを記している。

党史征資会の調査報告書は、「提綱」を遵義會議の実態を解明するうえで拠るべき根拠を提供した貴重な歴史文書と評価したうえで、（一）会議の開催時期（一月一五日から一七日）、（二）参加者と欠席者、（三）会議にいたる背景、（四）会議の状況、（五）会議後の分担調整の各項について、資料的根拠を示しながら叙述する。

遵義會議において毛沢東の中共党内における指導権が確立したという人口に膾炙した語りは、一九四五年の最初の歴史決議に由来し、六期四中全会以来の第三次「左」傾路線を破棄して毛沢東に代表される正しい路線に置き換えられたとするものであった。これに対して路線闘争として中共党史を総括することを否定した八一年歴史決議は、「一九三五年一月、党中央政治局は長征途上で遵義會議を開催し、毛沢東同志の紅軍と党中央における指導的地位を確立し、そのことによつて極めて危険な状況にあつた紅軍と党中央を保存し、さらに張国燉の分裂主義に打ち勝ち、勝利のもとで長征を完成させた。このことは党の歴史上、生死を決するターニングポイントであった」と述べる。

現在、中国における遵義會議にかかる語りは、紅軍・党中央における毛沢東の指導権確立という八一年歴史決議の評価と、上述の陳雲伝達提綱（調査報告）で明らかにされた実態との整合的解釈を志向し、あるいは毛沢東の指導的地位確立云々には直接言及せず、「國際派」指導部の排除が中共を死地から救出するターニングポイントであつたことを確認するにどめるようになつてゐる〔石仲泉二〇一一、王海光二〇一一など〕。

2 八一宣言

華北事変以降の民族的危機の深化とコミニンテルン第七回大会の精神にもとづき、一九三五年八月一日、中共駐コミニンテルン代表団は「中国ソヴェト政府・中国共・産党中央の抗日救国のため全同胞に告げる書」（八一宣言）を

起草し、一〇月一日に正式に中華ソヴェト共和国中央政府と中国共産党中央委員会の名前で、フランス・パリで發行されていた『救國報』で發表された「中共中央党史研究室二〇一〇・二五一」。

拙著二〇〇二、二〇〇七において筆者は、コミニンテルン第七回大会を契機に抗日民族統一戦線へ方針転換したことが、ソヴェト革命の挫折によつて存在の危機に直面していた中共の政治的再生をもたらしたと論じた。八一宣言はこの転換を象徴する文書であるが、ここでは内容を吟味するのではなく、宣言中のひとつの叙述に注目することにより、諸版本の比較から生じるひとつの問題を提示する。

宣言は、売国奴となることを願わぬ同胞、愛国的・良心的な軍官・士兵、抗日救国の神聖な事業への参加を希望する諸党派・团体の同志、国民党・藍衣社のなかで民族意識を有する熱血青年、祖国に関心を有する同胞たちとともに、「すべての中国国内の被压迫民族の兄弟たち」に対して、全中国統一の国政政府と抗日連合軍の結成を呼びかける。

この「被压迫民族」に関して、括弧を付して実例を掲げるのであるが、『中共中央文件選集』（第一〇冊、一九九一年）は「蒙、回、韓、藏、苗、岳〔瑤〕、黎、番等」としている。同書が底本とした版本は「中央档案原鉛印件刊印」であり、また「〔 〕」はこの選集で誤字を訂正する際に用いる符号である。すなわちこの版本は、（一）鉛活字による中央档案のビラであること、（二）本来「瑤」とすべきところを「岳」が用いられたとしている。

「岳〔瑤〕」という表記はこの選集が最初であり、ならば審査にあたつた中央文献研究室はどのような判断にもとづいてこの版本を最良であると認定したのであろうか。以下、従来のテキストの表記を整理する。

(1) 「偽〔瑤〕」：胡華主編『中国新民主主義革命史参考資料』（商務印書館一九五一・二六六）；中央書記處編『六大以来』（上）〔一九八一・六八二〕；中国人民解放軍政治学院党史教研室編『中共中央参考資料』（第七冊）〔一九

七九・三三〇・上海師範大學歴史系中国現代史教研室など編『中国現代史資料選輯』（第一冊上）「一九七八・一八六」；中國人民大學中共党史系資料室編『中共党史教學參考資料』（第二次國內革命戰爭時期、下）

「一九七九・五一」

(2) 「偒〔瑤〕」・中央檔案館編『中共中央文件選集』（第九冊、中共中央党校出版社、内部本）「一九八六・四八六」

(3) 「猺」・波多野乾一編『資料集成中国共産党史』（第五卷）「一九六一・七一七」；日本國際問題研究所中国部会編『中國共産党史資料集』（第七卷）「一九七三・五一四（6）」；『中共中央抗戦宣言集』（蘇南新華書店一九四九）「四」

(4) 「番」・『国民須知』（東洋文庫「波多野」所蔵、『新文化』創刊号の抜粋）

人民共和国建国以降一九八〇年代まで、基本的に「偒」が用いられている。建国直後の胡華主編の資料集（五一）と『六大以来』の再版（五一）がそうであり、一九七〇年代末の資料集（人民解放軍政治学院、人民大学党史系など）はこれらを踏襲したと思われる。一方、民族識別工作の過程で一九五〇年代に「瑶族」の名称に統一され、以後それが正式の呼称として定着することから、八〇年代以降の「偒〔瑤〕」（中共中央文件選集内部本八六）「番〔瑤〕」（同公開本九一）と表記された。また人民共和国成立以前の「八一宣言」では、「猺」「偒」「番」の用例を確認（判断^⑦）することができる。

それではなにゆえに中共中央文件選集公開本において、「偒〔瑤〕」から「番〔瑤〕」に改められたのか。筆者は、発表当時のテキストで「瑤」を用いた版本が見当たらず（「猺」は問題外）、かつ「偒」が「偒」（賦役＝奴隸的使役）という差別的語感を有することから、単なる音符としての「番」が好ましいと判断されたのではないかと考え

る。

とは言え、「八一宣言」が最初に公表されたのはパリ『救国報』であり、同紙はモスクワの外国工人出版社中が編集して星火印刷所で組版を作成、紙型をパリに空輸して印刷発行された「中国二十世紀通鑑」。一〇月一日付該紙の所在は詳らかではないが、それこそが八一宣言の最重要の版本であることは言うまでもない。

3 軍事戦略問題に関する決議

「中央關於軍事戦略問題的決議」（一九三五年一二月一三日）は、長征を終えて陝西省北部に到達した直後、中共駐コミニンテルン代表団が派遣した張浩（林育英）がもたらした新情報をふまえて瓦窑堡で開催された政治局会議が採択した文書である。⁽⁹⁾

この文書は、『中共中央文件選集』（公開本、第一〇冊、一九九一年）とそれ以前に知られていた「版本」⁽¹⁰⁾との間に重要な差異が存在する。下記の表はそれを記したものであり、【B】が前者、【A】が後者である。

【A】（従来のテキスト）

一 战略方針

（四）为坚决而有力的执行一、二、三项所述之方针（把国内战争同民族战争结合起来，准备对日作战力量、扩大红军）、第一方面军行动部署之基础应确定地放在『打通抗日路线』与『巩固扩大现有苏区』这两个任务之上；并把『打通抗日路线』作为中心任务。拿『巩固扩大现有苏区』同它密切的联系起来、具体步骤即把红军行动与苏区发展的主要方向、放到东边的山西和北边的绥远等省去。

【B】（中共中央文件選集・公開本）

（甲）战略方針

（四）为坚决而有力的执行（一）（二）（三）项所述之方针（把国内战争同民族战争结合起来、准备对日作战力量、扩大红军）、第一方面军行动部署之基础，应确定地放在『打通苏联』与『巩固扩大现有苏区』这两个任务之上，并把『打通苏联』作为中心任务。拿『巩固扩大现有苏区』同它密切的联系起来、具体步骤即把红军行动与苏区发展的主要方向放到东边的山西和北边的绥远等省去。

(十) (略)

一 作战指挥上的基本原则

(下略)

(十) 把苏联红军同中国红军在反对共同敌人日本帝国主义的基础之上结合起来，首先是技术条件的结合。

(乙) 作战指挥上的基本原则

(丙) 拿主要的三个步骤，达到打通苏联与巩固发展现有苏区的任务

第一步 在陝西：

第二步 在山西：

第三步 在綏远：

【A】から【B】への改訂のロジックは明瞭であるように思われる。すなわち公開本選集において、【A】で（略）（下略）とされていた部分を復元するためには、テキストの省略の段階で文言の書き換え（「打通蘇聯」から「打通抗日路線」へ）が行われていた——【B】が本来の決議であり、事後的に書き換えられたものが【A】である——ことを明示せざるをえなかつた、ということである。一九三六年二月紅軍は黄河をわたり山西での軍事行動を開拓するが（東征）、当該の決議はこの軍事行動の戦略方針と作戦上の原則、および具体的な段取りを定めたものであり、それはソ連は紅軍に対して軍事上の援助を行いうるという張浩がもたらした情報をふまえてのものであつた（当時、モスクワと中共中央との電信連絡は途絶えていた）。こうした状況をふまえて、決議は、東征の主たる目的を紅軍の山西から綏遠への北上（「打通ソ連」＝内モンゴルを経てソ連国境をめざすこと）に置かれた。

これに対して【A】では、東征の目的が抗日の前線への到達（「打通抗日路線」）となり、本来の論旨とは異なった内容となる。問題は、このような書き換えがいつどのように行われたのか、また選集公開本における決議フルテキストの公表に支障は生じなかつたのかということである。この点について筆者は、（一）テキストの書き換え

(＝決議の改ざん)は、建国後に再版された『六大以来』編纂過程で毛沢東自身によつて行われた⁽¹¹⁾・(二)公開本選集における決議のフルテキスト公開は、中共党史の実態究明と再構築、およびさまざまな誤りを犯しながらも全体としては偉大な革命家であったという毛沢東再評価という歴史決議の方針をふまえて高いレベルで決定されたと考える。⁽¹²⁾

4 西路軍についての毛沢東選集の注記

長征の最終段階一九三六年一〇月、甘肅省黄河東岸に孤立した張国燾系の第四方面軍三か軍が西路軍を結成して河西回廊での根拠地建設と新疆「國際路線」の打通をめざしたが、直後に発生した西安事件の影響もあって方針が定まらず三七年三月に壊滅した。

西路軍について毛沢東は、『毛沢東選集』(第一巻、一九五二年)において、「紅四方面軍の西路軍の黄河以西における壊滅は、この路線「退却主義の「張国燶」路線」の最終的破産であった」「一八一」と述べていた。またその注釈は、「一九三六年秋、紅四方面軍と紅二方面軍は合流後、西康東北部から出発し北上のための移動を行つた。張国燶はこのときも依然として反党の姿勢を貫き、一貫した退却主義と解党主義を堅持した。同年一〇月、紅二、四方面軍が甘肅に到着すると、張国燶は紅四方面軍の先鋒部隊二〇〇〇〇余人に対して、西路軍を組織して黄河を渡つて青海へ西進するよう命令した。西路軍は一九三六年一二月戰闘中に打撃を受けてほぼ壊滅し、三七年三月には完全に壊滅した」「三三三～二二四」とした。

このような一九五〇年代以来の伝統的な見方に対して、八三年、旧西路軍総指揮・徐向前の回想録の整理工作に従事していた叢進と竹郁は論文を発表し、『毛選』の内容に疑義を提出した。すなわち西路軍の任務は本来中共中

央が与えたものであり、「張国燾の誤った命令によって甘肅回廊に沿って展開した」とは言えないと述べた。それは、徐向前『歴史的回顧』「一九八五」の編集過程での一次資料の整理と検討を端緒とし、中共中央の政策選択において「國際路線」（コミニンテルンとの連絡）が果たした役割を当時の政治過程に組み込むことによって、西路軍の軌跡を張国燾の「逃亡路線」から切り離そうとするものであつた〔叢進一九八三、竹郁一九八三〕。しかしながらこうした試みは、「中央がすでに明確な結論を出した重大な歴史問題」に対する「原則に関わる異見」の提起であり、「党内の团结を妨げかねない状況」を生み出しかねないと見なされ、西路軍問題についての論争は一時休止を余儀なくされた〔楊奎松二〇〇一〕。

一九九一年に出版された『毛沢東選集・第二版』において、当該の注釈が以下のように改められたことは、叢・竹らの提起が実質的に承認されたことを示している。⁽¹³⁾

一九三六年七月、第四方面軍と第二方面軍との会師後、中共中央の積極的な説得と、朱徳・劉伯承および第四方面軍の多くの指導者の鬭争を経て、張国燾は迫られて第二方面軍との共同北上に同意し、一〇月には甘肅省会寧に到達した。一〇月下旬、第四方面軍の一部は中央軍委の指示によって黄河を西渡し寧夏戦役計画を執行した。一月上旬、この部隊は、中共中央と中央軍委の決定にもとづいて西路軍と呼ばれるようになつた。彼らは、極端に困難な状況のもとで四か月にわたつて孤軍奮闘して一〇〇〇〇余の敵を殲滅したものの、衆寡敵せず、三七年三月に壊滅した〔二四二〕。

五、中共党史研究の新たな展開

毛沢東は、読者に内容・叙述の両面で完璧なテキストを提供したいと考え、自らの著作に系統的な改訂を加えた。

人民共和国建国後に編纂・出版された『毛沢東選集』に収録された文章に、彼自身の同意とリーダーシップのもとで系統的な補充と改訂が施されていたことはよく知られている。このことは、一九四五年の歴史決議（中共六期七中全会で原則採択、七全会後の一七期一中全会で確定）が『毛沢東選集』の「付録」として収録する際にも事情は同じで、当時の情勢をふまえた加筆がなされたことが、その制定過程とともに八〇年代の研究で明らかにされた「胡喬木編写組一九九四、纂育之二〇〇二・二〇五～二〇七」。

毛沢東なき後の華国鋒指導部による『毛沢東選集』第五巻編纂の不首尾のあと、一九八〇年代の中共党史研究制度の再建と展開は、つづく一九九〇年代における研究環境に明らかな質的变化をもたらした。

郭徳宏は、今日の中国には三種類の中共党史が存在すると言う。すなわちオフィシャルな中共党史、学者の中共党史、民間の中共党史である。⁽¹⁴⁾ オフィシャルな中共党史は中共の観点から研究と叙述をおこない、政治性・奉仕性・教育性が強調される。学者が行う中共党史の多くは、客観的な観点で研究をおこない、科学性・リアリティー・学術性が強調される。⁽¹⁵⁾ またいわゆる民間の中共党史は自由に研究し叙述され、個人的関心から研究を行い研究と言論の自由が強調される。郭は、(1)どのカテゴリーに属するものであっても、政治性を考慮に入れず、党の決議や路線・方針・政策に背くものは公表できないし、たとえ発表できたとしても好ましくない影響をもたらすであろう；(2)科学性を軽視すれば根本的に扱つて立つ場が存在せず、だれも信用しないであろう、と述べる「郭徳宏二〇〇一・一三」。この中共党史研究の三領域は、本稿で考察した一九八〇年代における党史研究制度の再建と革命文献の再定義によって析出されたものにほかならない。

二一世紀の中国は急速な経済発展のもとでグローバル大国としての実質を獲得しつつあるが、その一方でポスト革命社会としての新たな国家・社会関係の構築がめざされている。その意味で档案法制定を契機とする国家権力の

制度化は、たとえば情報公開とのインターフェースをどのように制度化しうるのかという新たな論点を招来している。⁽¹⁷⁾ 中共党史もまた、このような新たな地平のものとで構想されなければならない。

陳雲一九三五・遵義政治局拡大会議伝達提綱（遵義公議文獻、陳雲文選）

陳忠義・劉東斌二〇一〇・從政府信息公开看《档案法》的修改、档案学研究、二〇一〇年第三期
陳忠海・程訓方・劉東斌・吳雁平二〇〇八・档案法立法思想與立法原則研究、档案管理、二〇〇八年第二期

叢進一九八三・從“毛選”中關於西路軍的一個斷語和一条注释辨疑、党史研究資料、第七四期
鄧小平一九八〇・八一・對起草“關於建國以來党的若干歷史問題的決議”的意見（中国共產黨文獻資料庫）

龔育之二〇〇二・党史札記、浙江人民出版社

郭德宏二〇〇二・十一屆三中全会以来中共党史学理論和方法研究的新進展、党史研究與教學二〇〇二年第一期

何方二〇〇五・党史筆記—從遵義會議到延安整風、香港利文出版社

衡朝陽二〇〇八・中共党史研究的新文獻與新領域（一九七八・二〇〇八）、華東師範大學博士論文

胡華主編（戴逸・蔣奇編）一九五一・中國新民主主義革命史參考資料、商務印書館

胡喬木一九九九・胡喬木談中共党史、人民出版社

胡喬木回憶毛澤東編寫組一九九四・胡喬木談黨的歷史決議、中共党史研究、一九九四年第二期

劉金田二〇一一・鄧小平領導起草第二個“歷史決議”的歷史貢獻及其啓示、党的文献、二〇一一年第三期

毛澤東選集・第一卷一九五二、人民出版社
毛澤東選集第二版・第一卷一九九一、人民出版社

莫志斌・唐去非二〇〇八・真理標準問題大討論研究述評、中共党史研究二〇〇八年第四期

逢先知二〇〇〇・中央文獻研究室走過的二十年、党的文献二〇〇〇年第三期

上海師範大學歷史系中國現代史教研室・資料室など編『中國現代史資料選輯』（第二冊上）

石川穎浩二〇一二・中共党史研究之起步雜誌《党史資料》、中國當代史研究工作坊（第一屆論文集）、華東師範大學中國當代史研究中心・京都大學人文科學研究所現代中國研究中心主弁

石仲泉二〇一一・毛沢東在遵義會議是怎样成為領導核心的、新湘評論二〇一一年第六期

蘇南新華書店一九四九・中共中央抗戰宣言集

王海光二〇一一・遵義會議前中共中央高層權力的轉移—對毛沢東領導權威形成的歷史考察、安徽史學二〇一一年第一期

謝春濤二〇〇一・關於建國以來歷史決議的起草・龔育之訪談錄、百年潮、二〇〇一年第六期

薛慶超二〇〇四・真理標準問題大討論始末、党史天地二〇〇四年第二期

楊惠娟・董漢河二〇〇五・紅西路軍研究述評、甘肅社會科學、二〇〇五年第二期

中共中央黨史資料征集委員會一九八四・關於遵義政治局擴大會議若干情況的調查報告、一九八四年九月（遵義會議文獻）

中共中央黨史征集委員會一九八五・遵義會議文獻（SS一〇三四四三六九）

中共中央黨史研究室二〇一〇・中國共產黨歷史（第一卷）、中共黨史出版社

中共中央書記處編一九八一・六大以來・黨內秘密文獻（上下）、人民出版社（一九八七現代資料研究所）

中共中央組織部・中共中央黨史研究室・中央檔案館二〇〇〇・中國共產黨組織史資料、第七卷（上）・中共黨史出版社

中國人民大學中共黨史系資料室編一九七九・中共黨史教學參考資料（第二次國內革命戰爭時期、下）

中國人民解放軍政治學院黨史教研室編一九七九・中共中央參考資料、一冊

中央文獻研究室編一九九八・建國以來重要文獻選（中國共產黨文獻資料庫CD-ROM）、中共中央党校出版社、中央文獻出版社

鄒錫明編一九九八・中共中央機構沿革實錄、中國檔案出版社

鄒魯一九八三・把歷史的內容還給歷史・西路軍初探、党史研究資料、第七四期

木間正道ほか二〇一一・現代中國法入門・第五版、有斐閣

毛里和子二〇〇九・中國の改革開放三十年を評価する—制度化の視点から、ロシア・ユーラシア経済、第九二二八号

楊奎松（丸田孝志訳）二〇〇一・中國共產黨史研究の歴史と課題、現代中國研究、第八号

ダール、R. A.（中村孝文訳）二〇〇一・デモクラシーとは何か、岩波書店

ピアソン、ポール（柏谷祐子監訳）二〇一〇・ボリティックス・イン・タイム—歴史・制度・社会分析、勁草書房

田中仁一〇〇一・一九三〇年代中國政治史研究—中國共產黨の危機と再生、勁草書房

田中仁（趙永東ほか訳）一〇〇七・一〇世紀三〇年代の中國政治史—中國共產党的危機與再生、天津社會科學院出版社

(1) 政治「制度」について、[ピアソン]〔〇一〇〕は、「社会におけるゲームのルール、ないしはより形式的にいえば……人間の相互作用をかたちづくる人為的な拘束」とするノースの定義をふまえて、公式制度とともに、「規範」などの非公式制度、および政治的争議を司る包括的ルールに組み込まれた公共政策を想定している〔二二七、一三五〕。また「ダール二〔〇〇二〕は、ある時点での「政治的取り決め」(political arrangement)が、比較的習慣的であるがゆえに持続性を有する「実践」(practice)となり、あるいはそれが長期間安定を保ち受け継がれる」とによつて「制度」(institutions)となるとする〔一四〕。

(2) 『中共党史教学参考資料』所収資料について、『中共党史参考資料』では、目次に題名と教学参考資料の巻数と頁数を指示する。

(3) 『八大以来』は延安整風運動の過程で、一九二八年の中共六大会以来の中共党史を毛沢東の「正しい」政治路線のもとに整序することを目的として編纂された〔五一九文献〕〔八〇万字〕。五一一年版は『毛沢東選集』所収の文献を収録せず(目次に文献名を記す)、かつ六期三中全会関連文献を付加した。さらに八一年版は、拡大中共六期七中全会「關於若干歷史問題的決議」(四五年四月)を収録する。

(4) 続いて同書の補完として『中共党史教学参考資料』が三三一冊まで刊行された。第一五冊以降は、中国人民解放軍国防大学党史党建工教研室編となる。

(5) 内部本一四卷は、一九八二～八七年に中共中央党校出版社から刊行された。

(6) 一九三五年刊行のパンフレット「為抗日救国告全体同胞書」の邦訳〔五二一〕。

(7) 〔六大以来〕の一九四一年延安版は「偽」を用いていたと判断される。

(8) 「百度百科」(<http://baike.baidu.com/>)、「瑶族、名称演变」二〇一三年九月二〇日閲覧。

(9) 一二月二十五日に採択された「中央關於目前政治形勢與党的任務決議」は中共が抗日民族統一戦線に転換したことを見

す文書（瓦窯堡會議決議）として知られている。

(10) 『六大以来』(下、一九八一)・中国人民大学中共党史系資料室編『中共党史教学参考資料』(第一次国内革命戦争時期・下、一九七九)・中国人民解放軍政治学院党史教研室編『中共党史参考資料』(第七冊、一九七九)・『中共中央文件選集』(内部本、第九冊、一九八六年)。

(11) 〔何方二〇〇五〕は、(1)この決議は「打通ソ連」を中心任務として「現有ソ区の強化・拡大」の上位においたことを総書記張聞天に批判され、誤った文献として延安版『六代以来』に収録されなかつた;(2)一方、いつ整理されたか不確定な瓦窯堡會議の伝達報告「論反対日本帝国主義的策略」は建国後の再版に収録された、とする〔六三八、何方著については石川禎浩氏の教示による〕。この「策略」の『六代以来』再版への収録にあたつて、毛自身が決議の書き換えを行つたと思われる（彼以外にこうしたことを行つうる人物はないであろう）。

(12) 一九八二年二月二一日、中共中央は「關於設立党史工作小組的通知」を示達し、中央書記處のもとに党史工作〔領導〕小組（胡喬木・薄一波・尚昆）を設置して、党史研究工作中の重大問題について所轄することを決定した〔鄒錫明編一九九八・一二四・一三五〕。

(13) 一九八〇年代以来の西路軍をめぐる研究動向については「楊惠娟ほか一〇〇五・衡朝陽一〇〇八・一九〇・一九九」などを参照。

(14) 中央文献研究室、中央党史研究室、中央党校など。

(15) 大学の歴史学院・歴史学系・社会科学院近代史研究所など。

(16) サイエンス・ファイクションからノンフィクションに転向して「紅色二部作」や四人組の伝記を発表した叶永烈、民間学校の歴史教師として縦横無尽の解釈と語り口によりネット上で強い影響力を獲得した袁騰飛など。

(17) 制度化の視点から中国改革開放三〇年を概括した〔毛里和子二〇〇九〕は一〇〇三年立法元年説を提示し、一〇〇四年の憲法改正で人権保障状況と私有財産保護規定が入つたことによつて中国政治は rule of law 段階となつたとする〔一〇八・一一〇〕。また「陳忠海ほか二〇一〇、二〇〇八」は、政府情報公開制度と档案法改訂の関係について論点整理と提言を行つてゐる。